

横浜市母子・父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業

R 8.1

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、厚生労働省指定の教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母または父に対して、受講費用の一部を支給します。

対象者

次の①から④のすべてを満たす人（講座指定申請及び支給申請（後記「手続き」参照）の両申請時に、以下の要件を満たすことが必要です。

①市内にお住いの20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父

②母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている人

※ひとり親サポートよこはまでの面談にて策定します。（詳しくは裏面「<★横浜市へ手続き>」）

③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない人

④適職に就くために受講が必要と認められる人

対象講座

雇用保険制度の「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」「一般教育訓練」の指定講座
(業務独占・名称独占資格の取得を目指すものに限る。)

○該当資格例○

看護師、准看護師、介護福祉士、理美容師、保育士、調理師、歯科衛生士、はり師、社会福祉士、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、助産師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士、製菓衛生師、キャリアコンサルタント、きゅう師、建築士、管理栄養士 など

※対象講座は厚生労働省のHPで確認できます。

（「教育訓練給付制度検索システム（右の二次元コードを読み込んでください）」で検索）



支給額

受講料の一部の支給をします。（上限金額あり）

	専門実践教育訓練 上限 60万円×必要修学年 (240万円以内)	特定一般教育訓練 (上限 20万円)	一般教育訓練 (上限 20万円)
①雇用保険の受給資格がある	ハローワーク：最大8割 64万円×必要修学年数 (256万円以内) (横浜市から一部支給の場合あり)	ハローワーク：最大5割 (上限 25万円) (横浜市から一部支給の場合あり)	ハローワーク：2割 (上限 10万円) 横浜市：4割
②雇用保険の受給資格がない	横浜市から最大8.5割 上限 60万円×必要修学年 (240万円以内)	横浜市から6割	横浜市から6割

※支給審査の結果、横浜市からの給付額が1万2千円以下の場合、支給されません。

※ハローワークの給付額が横浜市の給付上限額を超えた場合、横浜市からの支給はありません。

手続き : ①一般教育訓練

手続き : ②特定一般教育訓練 ③専門実践教育訓練

受講する講座を決める（「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」（右の二次元コードを読み込んでください）
で指定されている講座が対象です。また、講座を調べた際に、15桁の指定番号を控えてください。）



支給要件確認

お住まいの区を所管するハローワークの給付金の窓口で、雇用保険制度での受給資格の有無を確認してください。
雇用保険の資格がない場合、「雇用保険被保険者資格取得届出確認回答書」を受け取ってください。

雇用保険制度での受給資格がある方

→※横浜市への事前相談より前に、ハローワークへ事前の支給申請を行い、
「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取ってください。

雇用保険制度での受給資格がない方

→※雇用保険の資格がある方は「教育訓練給付金支給要件回答書」を、資格がない方は「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」を受け取ってください。

★横浜市へ手続き

事前相談・①横浜市電子申請システムから質問に回答していただきます。（右の二次元コードを読み込んでください）

②回答内容についての確認のお電話をひとり親サポートよこはま（横浜市母子家庭等就業・自立支援センター）又は市役所職員より差し上げます。
→生活状況などをお伺いした上で、講座指定申請用紙を送付いたします。

※申請希望者様のお名前や電話番号等をひとり親サポートよこはまへ伝えさせていただきます。

面談・ひとり親サポートよこはまの策定員と面談し、自立支援プログラムの策定を行っていただきます。
※ひとり親サポートの策定員から、面談日程調整の電話を差し上げます。

※面談は、お住いの区の区役所またはひとり親サポートよこはままで実施いたします。

指定申請・対象講座指定申請書をご記入いただき、必要書類を添付してこども青少年局こども家庭課に提出していただきます（郵送）。

※講座の受講開始日より前に申請書が横浜市に到着することが必須です。

講座指定・申請書類を確認、審査し、要件を満たした方には、後日、対象講座指定決定通知書が送付されます。



横浜市電子申請
はこちらから

講座受講開始～修了

支給要件確認 受講修了後、お住まいの区を所管するハローワークの給付金の窓口で、雇用保険制度での受給資格の有無を確認してください。

別紙へ

雇用保険制度での受給資格がない

雇用保険制度での受給資格がある

横浜市支給申請前にハローワークで回答書取得

受講終了後、雇用保険の資格がある方は教育訓練給付金支給要件回答書を、
雇用保険の資格がない方は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を
受け取ってください。

横浜市支給申請前にハローワークで支給申請

受講終了後、雇用保険制度での受給資格がある方は、先にハローワークで支給申請を行い、支給・不支給決定通知を受け取ってください。

横浜市こども青少年局こども家庭課へ支給申請（受講修了後、30日以内に横浜市役所に必着）

支給審査 支給要件を確認、改めて審査します。（講座指定申請とあわせて、どちらも審査が通らないと支給できません。
また、審査の結果、給付額が1万2千円以下の場合は、支給されません。）

給付金支給 支給決定から14日以内にご指定の口座に振込みます。

一般教育訓練給付の支給額について

例1) 費用15万円の講座を受講した場合（9万円給付）

○ハローワークの給付がある場合

$15\text{万円} \times 20\% = 3\text{万円}$ (ハローワークからの給付額)

$15\text{万円} \times 60\% - 3\text{万円} = 6\text{万円}$ (横浜市からの給付額)

○ハローワークの給付がない場合

$15\text{万円} \times 60\% = 9\text{万円}$ (横浜市からの給付額)

例2) 費用50万円の講座を受講した場合

○ハローワークの給付がある場合

$60\text{万円} \times 20\% = 12\text{万円} > \text{上限} 10\text{万円} = 10\text{万円}$ (ハローワークからの給付額)

$60\text{万円} \times 60\% (\text{上限} 20\text{万円}) - 10\text{万円}$

$= 20\text{万円} - 10\text{万円} = 10\text{万円}$ (横浜市からの給付額)

○ハローワークの給付がない場合

$50\text{万円} \times 60\% = 30\text{万円} > \text{上限} 20\text{万円} = 20\text{万円}$ (横浜市からの給付額)

受講修了後、雇用保険制度での受給資格がある

ハローワークで支給申請：受講費用の40%の給付を受ける（上限20万円）

例1) 費用15万円の講座を受講した場合

$$15\text{万円} \times 40\% = 6\text{万円}$$

例2) 費用60万円の講座を受講した場合

$$60\text{万円} \times 40\% = 24\text{万円} > \text{上限} 20\text{万円} = 20\text{万円}$$

受講修了日後1年以内に、取得した資格やスキルを活かして就職をした時**資格を取得して就職ができた**

YES

NO

ハローワークで支給申請
追加で10%の給付を受ける（上限5万円）

例1) 費用15万円の講座を受講した場合

$$15\text{万円} \times 10\% = 1\text{万} 5\text{千円}$$

例2) 費用60万円の講座を受講した場合

$$60\text{万円} \times 10\% = 6\text{万円} > \text{上限} 5\text{万円} = 5\text{万円}$$

ハローワークでの支給決定日から30日以内に横浜市こども青少年局こども家庭課へ支給申請（差額の給付）

例1) 費用15万円の講座を受講した場合

$$15\text{万円} \times 60\% = 9\text{万円}$$

$$9\text{万円} - 7\text{万} 5\text{千円} = 1\text{万} 5\text{千円}$$

例2) 費用60万円の講座を受講した場合

→ハローワークからの給付額（25万円）が横浜市の給付額上限（20万円）を超えていたため**不支給**

受講修了後、雇用保険制度での受給資格がない

横浜市こども青少年局こども家庭課へ申請
(受講修了後、30日以内に横浜市役所に必着)

支給審査：支給要件を確認、改めて審査します。

支給金額：受講費用の60%（上限20万円）

例1) 費用15万円の講座を受講した場合

$$15\text{万円} \times 60\% = 9\text{万円}$$

例2) 費用50万円の講座を受講した場合

$$60\text{万円} \times 60\% = 36\text{万円} > \text{上限} 20\text{万円} = 20\text{万円}$$

給付金支給 支給決定から14日以内に
ご指定の口座に振込みます。

※講座指定申請とあわせて、各審査が通らないと支給されません。

※審査の結果、給付額が1万2千円以下の場合、支給されません。

受講修了後、雇用保険制度での受給資格がある

①ハローワークへ支給申請：受講費用の50%の給付を受ける（上限40万円×最大4年）

例1) 費用60万円の講座を1年間受講した場合

$$60\text{万円} \times 50\% = 30\text{万円}$$

例2) 費用400万円の講座を2年間受講した場合

$$400\text{万円} \times 50\% = 200\text{万円} > \text{上限} 80\text{万円} = 80\text{万円}$$

受講修了日後1年以内に、取得した資格やスキルを活かして就職した時資格を取得して就職ができた

YES

②ハローワークへ支給申請：追加で20%の給付を受ける（上限16万円×最大4年）

例1) 費用60万円の講座を1年間受講した場合

$$60\text{万円} \times 20\% = 12\text{万円}$$

例2) 費用400万円の講座を2年間受講した場合

$$400\text{万円} \times 20\% = 80\text{万円} > \text{上限} 32\text{万円} = 32\text{万円}$$

資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した

NO

ハローワークでの支給・不支給決定
日から30日以内に横浜市こども青少年局こども家庭課へ支給申請（必着）（差額の支給）

※20%の給付ができなかった場合、その後の10%の給付も受けられません。

①支給後「NO」の場合

例1) $60\text{万円} \times 60\% = 30\text{万円}$
 $= 6\text{万円}$

例2) $400\text{万円} \times 60\% = 240\text{万円}$ （上限80万円）
 $= 80\text{万円}$

②支給後「NO」の場合

例1) $60\text{万円} \times 85\% = 51\text{万円}$
 $= 9\text{万円}$

例2) $400\text{万円} \times 85\% = 340\text{万円}$ （上限120万円）
 $= 112\text{万円}$

③支給後の場合

例1) $60\text{万円} \times 85\% = 51\text{万円}$
 $= 3\text{万円}$

例2) ハローワークからの給付額（128万円）が横浜市の給付額上限額（120万円）を超えていたため不支給

③ハローワークへ支給申請：追加で10%給付を受ける（上限8万円×最大4年）

例1) 費用60万円の講座を1年間受講した場合

$$60\text{万円} \times 10\% = 6\text{万円}$$

例2) 費用400万円の講座を2年間受講した場合

$$400\text{万円} \times 10\% = 40\text{万円} > \text{上限} 16\text{万円} = 16\text{万円}$$

受講修了後、雇用保険制度での受給資格がない

①横浜市こども青少年局こども家庭課へ支給申請

（受講修了後、30日以内に必着）

支給審査 支給要件を確認、改めて審査します。

支給金額：受講費用の60%又は上限40万円×修業年数（最大4年）

例1) 費用60万円の講座を1年間受講した場合

$$60\text{万円} \times 60\% = 36\text{万円}$$

例2) 費用400万円の講座を2年間受講した場合

$$400\text{万円} \times 60\% = 240\text{万円} > \text{上限} 80\text{万円} = 80\text{万円}$$

給付金支給 支給決定から14日以内にご指定の口座に振込みます。

受講修了日後1年以内に、取得した資格やスキルを活かして就職した時資格を取得して就職ができた

YES

②横浜市こども青少年局こども家庭課へ追加支給申請

（雇用日から30日以内に申請書必着）

（※既に雇用されている方は①の決定が届いてから30日以内に必着）

支給審査 支給要件を確認、改めて審査します。

支給金額：受講費用の85%又は上限60万円×修業年数（最大4年）

例1) 費用60万円の講座を1年間受講した場合

$$60\text{万円} \times 85\% = 51\text{万円}$$

例2) 費用400万円の講座を2年間受講した場合

$$400\text{万円} \times 85\% = 340\text{万円} > \text{上限} 120\text{万円} = 120\text{万円}$$

給付金支給 支給決定から14日以内にご指定の口座に振込みます。

※講座指定申請とあわせて、各審査が通らないと支給されません。

※審査の結果、給付額が1万2千円以下の場合、支給されません。

その他の

申請には個人番号（マイナンバー）が必要となります。申請の際には、《申請者の個人番号カードの写し》を添付していただきます。

個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用します。

よくある質問

Q.①事前相談からの講座指定決定までの期間及び②支給申請後、振込までの期間はどのくらいですか。

A.①事前相談が実施されてから講座指定決定まで約1か月半かかります。電子申請はそれよりも前にお申込みください。

②支給申請された後審査をし、支給決定をします。決定後14日以内に給付金をお振込みします。

Q.高等職業訓練促進給付金との併用はできますか。

A.給付金の趣旨が異なるため、条件を満たせば併用もできます。詳しくは横浜市HP「横浜市母子父子家庭高等職業訓練促進給付金」の「対象資格」をご確認ください。

Q.ハローワークでの手続きは絶対に必要ですか。

A.雇用保険の受給資格がある場合、必ず先にハローワークで支給申請をしていただきます。
資格がない場合にも、回答書をご提出いただく必要があるため、手続きをお願いします。

Q.事前相談や講座指定申請をせずに受講開始してしまいました。給付は受けられますか。

A.どんな場合であっても、必ず講座の受講開始日より前に、講座指定申請書をこども家庭課へ提出する必要があります。そのため、上記の場合は、給付を受けられません。

Q.講座受講中にこどもが20歳になります。給付を受けることはできますか。

A.支給申請時に扶養している児童が20歳未満であることが支給の要件です。そのため上記の場合は給付を受けられません。

Q.対象資格を満たせば、何度でも給付をることができますか。

A.他自治体も含め、給付は一度きりです。

問合せ・申請書送付先

横浜市こども青少年局こども家庭課 こども家庭係

ひとり親家庭自立支援担当

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925

